

## ◆ 規 約

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、JFHF山形フロアホッケー連盟（以下「山形連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 本山形連盟は、事務所を山形県山形市木の実町12-37大手門パルズ スペシャルオリンピックス日本・山形に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本山形連盟は、日本フロアホッケー連盟傘下の山形県組織として、山形県におけるフロアホッケー界を代表し、アマチュア団体として、障がいの有無、年齢、性別等を超えて誰もが楽しむことが出来るフロアホッケーをユニバーサルスポーツとして普及振興することを通し、障がいの有る者と障がいの無い者の垣根の無い社会の創造に寄与する事を目的とする。

(他団体との連携)

第4条 本山形連盟は、フロアホッケーの普及を図るため、スペシャルオリンピックス日本・山形と連携して事業等を行なうものとする。

(事業)

第5条 本山形連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フロアホッケーの普及奨励及び選手、指導者、審判の養成、登録をすること
- (2) フロアホッケーに関する諸競技会を開催すること
- (3) 教育現場におけるフロアホッケーの普及に関すること
- (4) フロアホッケー普及に関する広報活動をおこなう
- (5) この他、本山形連盟の目的を達成するために必要な事業を行うこと

### 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 本山形連盟の資産は、次の通りとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 補助金、交付金
- (6) その他の収入

(資産の種別等)

第7条 本山形連盟の資産は基本財産と運用財産の2種類とする。

(1) 基本財産

① 基本財産は次に掲げるものをもって構成される。

ア 財産目録中、基本財産として記載された財産

イ 基本財産とすることを指定して寄付された財産

ウ 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

② 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、本山形連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てこれらを処分することができる。

(2) 運用財産は基本財産以外の資産とし、本山形連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本山形連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年会計年度開始前に、理事会の承認を得た上

で、総会に報告し承認を受けなければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は、理事会並びに総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第9条 本山形連盟の事業報告及び収支決算は、監事の監査に付し、その意見を付け、理事会の承認を得た上で、総会で承認を得なくてはならない。

(特別事業会計)

第10条 本山形連盟が行う事業の会計を処理するため、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第11条 本山形連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、会員及び事務局

(役員の種別及び員数)

第12条 本山形連盟に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

理 事 20名以内

監 事 2名

2 役員は、山形フロアホッケー連盟の会員でなくてはならない。また、同時に日本フロアホッケー連盟に登録しなければならない。

(役員会費)

第13条 本山形連盟の役員は、別表1に定める会費を毎会計年度納入しなければならない。

(会長)

第14条 会長は、理事会の推薦で決定する。

2 会長は、本山形連盟の業務を統括し、本山形連盟を代表する。

(副会長)

第15条 副会長は、会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事)

第16条 理事及び監事は、山形連盟会員のなかから総会において選出する。

(監事)

第17条 監事は、本山形連盟の業務及び会計を監査する。

(事務局)

第18条 本山形連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局に事務局長、事務局次長、必要に応じ職員を置く。

2 事務局長、事務局次長は、役員と兼ねることができる。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局長)

第19条 事務局長は、会長が指名し、理事会が承認する。

2 事務局長は、事務局の業務を総括し、役員、各専門員会等及び外部団体等との連絡調整を行う。

(事務局次長)

第20条 事務局次長は、会長が指名し、理事会が承認する。

2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第21条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではなお職務を行う。

(会員及び賛助会員)

第22条 会員は、本山形連盟の目的に賛同して入会した個人とする。

- 2 賛助会員は、山形連盟の活動を賛助するために入会した個人及び企業、団体とする。会員は賛助会員を兼ねることができる。
- 3 会員及び賛助会員は、別表1に定める会費を毎会計年度納入しなければならない。

(役員の解任)

第23条 役員で本山形連盟の役員として相応しくない行為があったとき、又は特別の事情がある場合は、その任期中であっても理事会の議決により、これを解任することができる。役員会の会費、登録料はこれを返還しない。

(顧問、参与)

第24条 本山形連盟に名誉顧問、顧問、参与を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問及び参与は、会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 名誉顧問、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。

(顧問、参与の委嘱の解除)

第25条 顧問、参与で本山形連盟の顧問、参与として相応しくない行為があったとき、又は特別の事情がある場合は、理事会の議決により、その委嘱を解除することができる。

(会員の資格の喪失)

第26条 会員で、本山形連盟の会員として、ふさわしくない行為があったとき、会費の未納、特別な理由があるときは理事会の決定により会員の資格を喪失する。会員の会費、登録費は返納しない。

## 第5章 日本フロアホッケー連盟登録加盟

(登録等)

第27条 日本フロアホッケー連盟に登録しようとする者は、連盟の規定に基づく所定の手続きをしなければならない。チームによらない個人登録会員も同様とする。

(登録料等)

第28条 日本フロアホッケー連盟に登録する者は、登録料を納入しなければならない。

2 登録料の額は、別表2を参照。

(脱退等)

第29条 日本フロアホッケー連盟に登録した者が、脱退しようとするときは、その理由書を付して脱退届を提出しなければならない。登録料はこれを返還しない。

2 登録した者が不相当と認められるときは、理事会の議決を経てこれを取り消すことができる。

## 第6章 会 議

(理事会)

第30条 理事会は会長が招集し議長となる。ただし、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

2 次に掲げる事項については、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 本山形連盟の規約及び規定の改廃に関する事
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事
- (4) 基本財産に関する事
- (5) この他、会長が付議した事項

3 理事会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(理事会の開会及び議決の定足数)

第31条 理事会は、理事の3分の2以上（含む代理出席、委任出席）が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、本山形連盟の規約の改廃に関する事については、出席理事の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(三役会)

第32条 三役会（会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成）は会長が招集し議長となる。会長が出席できない場合には、あらかじめ会長が指名した副会長が議長となる。

2 緊急を要する等の理由により、理事会に付議することが困難な事項は、三役会の議決をもって処

理することができる。

3 三役会は、その議決事項について直次の理事会に報告し承認を求めなければならない。

(三役会の開会及び議決の定足数)

第33条 三役会の会議は、第31条の規定を準用する。

(総会)

第34条 総会は毎年1回以上会長が招集し議長となる。

2 総会は、役員及び会員をもって構成する。

3 次に掲げる事項については、総会において承認を得なければならない。

- (1) 本山形連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する事
- (2) 本山形連盟の規則の改廃に関する事
- (3) 本山形連盟の事業報告及び収支決算に関する事
- (4) 理事、監事の選出に関する事。
- (5) その他 会長が付議した事項。

(議事録)

第35条 本山形連盟の会議は、議事録を作成し、これを保存する。

## 第7章 専門委員会等

(専門委員会等)

第36条 本山形連盟に必要なに応じて専門委員会、プロジェクトチームを設けることができる。

- 2 専門委員会は、理事会の議決を経て会長が委嘱する者をもって組織する。プロジェクトチームは、理事会の議決を経て組織する。
- 3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。プロジェクトチームについて必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

## 第8章 補 則

(施行規則)

第37条 この規約の施行について必要な細則及び規定は、理事会の議決を経て定める。

- 2 本山形連盟の最初の会計年度は、この規約第11条の規定にかかわらず設立の日から始まり、平成21年3月31日に終わる。
- 3 この規約は、平成20年8月30日から施行する。

(別表1) 年会費

会員会費	2,000円
賛助会員・個人	一口 5,000円 (一口以上)
賛助会員・企業、団体	一口10,000円 (一口以上)

※会費の納入期限は、毎会計年度3月末日までとする。尚、役員はJFHFへ毎年会費1,000円、登録料1,000円を納めなければならない。

(別表2) 日本フロアホッケー連盟登録料

連盟登録料 (毎年)	(チーム登録料)	(選手登録料)
一 般	5,000円	1,000円
大 学 生	3,000円	1,000円
高 校 生	2,500円	500円
小中高混成	2,500円	500円
個 人		1,000円

◆専門委員会規定

(設置)

第1条 山形フロアホッケー連盟規約第36条の規定に基づき専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称、定数及び分掌)

第2条 委員会の名称、定数及び分掌は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

2 委員長は、理事をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、委員長の推薦により理事会の議決を経て委嘱する。

(任期)

第5条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じ委員長が招集し議長となる。

2 委員会の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 会長、副会長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

4 委員長は会議開催の都度、議事録を作成し、会長に報告しなくてはならない。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この規定は、平成20年8月30日から施行する。

(別表)

名 称	定 数	分 掌
総務委員会	10名以内	組織運営に関すること。 事業計画及び収支予算に関すること。 事業報告及び収支決算に関すること。 理事会に関すること。 総会に関すること。 渉外に関すること。 他の委員会に属さないこと。
普及広報、指導者委員会	10名以内	フロアホッケーの振興、普及に関すること 講習会等の開催に関すること。 会員の募集、登録に関すること。 広報に関すること。 アスリート、コーチの募集、育成。
競技・審判委員会	10名以内	競技ルールに関すること 競技会の開催に関すること 審判員育成に関すること その他、競技、審判に関して必要なこと。

## ■ 会計規定

(目的)

第1条 この規定は、規約第三章の規定に基づきJFHF山形フロアホッケー連盟（以下「山形連盟」という。）に係わる会計の基準を定め、会計の適正かつ公正を期することにより、本会の事業が円滑に達成することを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 山形連盟の会計に関しては、規約に定めのあるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会計区分)

第3条 本山形連盟の会計は、一般会計と特別会計に区分して整理するものとする。

(会計事務の範囲)

第4条 この規定において、会計事務とは、次の事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関すること
- (3) 証拠書類の整理及び保管に関すること
- (4) 金銭の収支及び資金の調達に関すること
- (5) 物品等の管理に関すること

(予算の基準)

第5条 本山形連盟の予算は、各会計毎に編成して事業の円滑な運営を図るものとする。

(補正予算)

第6条 会長は、予算の調整後に生じた事由により、既定の予算に変更を加える必要が生じたときは、補正予算を編成しなければならない。

(会計責任者)

第7条 会長は、会計責任者を任命する。

(帳簿等)

第8条 会計責任者は、各会計毎に、次に掲げる会計帳簿等を備え、発生した全ての記帳事由を記入しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 預金通帳
- (3) 消耗品受払簿
- (4) 備品管理簿
- (5) その他必要帳簿類

(収入の方法)

(決算)

第9条 会計責任者は、毎会計年度末日において、決算調整し、収支決算書を作成しなければならない。

2 収支決算書等は監事の審査に付し、理事会で承認を得なければならない。

(物品の保管)

第10条 物品等の管理を適正に行うため、消耗品受払簿、物品管理簿を備え管理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第11条 会計に係わる諸帳簿及び証拠書類の保存年限は5年とする。

(会計年度)

第12条 本山形連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(旅費等)

第13条 本山形連盟の用務により出張する場合は、次の旅費等を支給するものとする。

- (1) 交通費 普通旅客鉄道運賃及び急行又は特別急行料金、航空運賃、その他会長が必要と認める経費

- 自家用車による場合については、燃料代実費及び高速料金等会長が必要と認める経費。
- (2) 宿泊料 一泊につき上限10,000円以内で実費、日当は一日につき2,000円とする。
  - (3) 旅行雑費 会長が必要と認める経費

## ■ 表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、JFHF山形フロアホッケー連盟（以下「山形連盟」という。）の振興に尽力し、顕著な功績があった者及び団体の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労者表彰とする。

(功労者表彰)

第3条 功労者表彰は、次の各号に該当する者及び団体に対し、その功績を表彰する。

- (1) 本山形連盟の発展、振興に尽力し、その業績が顕著な者
- (2) 個人又は団体で本山形連盟の運営に協力し、その功績が顕著な者及び団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が表彰することが適正と認める者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び必要に応じ、記念品を添えて行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、本山形連盟の総会において行う。

(表彰者名簿等)

第7条 表彰者の氏名及び団体の名称は、実績その他必要事項とともに功績者名簿に記録し、保存するものとする。

(審査)

第8条 表彰に関し、その適正を期するため、理事会において審査する。

附則 この規定は、平成20年8月30日から施行する。